

一般社団法人日本ゴールボール協会

選手・スタッフ行動規範

一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「本協会」という。）の選手、指導者及びスタッフは、ゴールボール競技を通じ、自己の可能性と社会性を開花させ、スポーツのもつ素晴らしさを共有し、障害者スポーツの普及・振興に貢献する事を目標とし、選手・スタッフ行動規範を定める。

この規範は、一般社団法人日本ゴールボール協会に所属している選手、指導者、スタッフなど（以下「選手等」という。）が順守すべき基本的な行動規準を定め、もってゴールボール競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

1. 選手等は、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。
2. 選手等は、本規程のほか、本協会が定める規程等の内容を理解し、遵守しなければならない。
3. 選手等は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して斡旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。
4. 選手等は、常に、大会主催者等が定める、安全及び衛生に関する規則、通達、ルール、指示等を厳守し、その予防に努めなければならない。
5. 選手等は、第三者の名誉や名誉感情、プライバシーを含め、第三者の権利又は利益を侵害してはならない。
6. 選手等は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを含む各種ハラスメント行為、違法賭博、八百長行為、迷惑行為、差別行為、不適正経理、その他スポーツの高潔性を脅かす行為を行ってはならず、またこれらの行為に関与してはならない。
7. 選手等は、クラス分けに必要な手続を実施し、国際パラリンピック委員会が定めるクラス分け規程及び基準、並びに大会主催者によって採用又は適用される国際競技団体が定める各競技のクラス分けに係る規程等を遵守しなければならない。
8. 選手等は、世界アンチ・ドーピング機構及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定めるアンチ・ドーピングに係る規程を遵守しなければならない。
9. 選手等は、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持つてはならない。
10. 選手等のうち、選手に対して監督・管理義務を負う立場にある者は、選手が本条各号に違反することがないように、適切に監督・管理する義務を負う。
11. 選手等は、前各項の定めに加えて、前各項が禁止する言動に準じる、日本代表選手団の一員としての名誉又は信用を損なう言動をしてはならない。
12. 選手等は、日本代表及び強化指定選手等の呼称使用を伴う、CM、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材、講演、体験会の依頼があり、承諾する場合は、事前に本協会に相談し、承認を得なければならない。
13. 選手等は、本規程のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある行為を発見した場合は速やかに本協会に報告しなければならない。

附則

この規範は、平成27年3月22日より施行する。

改定

この規範は、令和2年8月2日より施行する。

この規範は、令和8年3月7日より施行する。